

平成 21 年 3 月 11 日  
九州地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ① 積水化学工業 (株)  
② (株)クボタ  
業者の住所 : ① 東京都港区虎ノ門 2-3-17  
② 大阪府大阪市浪速区敷津東 1-2-47
2. 指名停止措置期間 : 平成 21 年 3 月 11 日 ~ 平成 21 年 7 月 10 日  
(4ヶ月)  
平成 21 年 3 月 11 日 ~ 平成 21 年 4 月 10 日  
(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 九州地方整備局管内
4. 事実概要  
公正取引委員会は、平成 21 年 2 月 18 日、塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者である積水化学工業 (株) 及び (株)クボタ等に対し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる上記業者が公正取引委員会から独占禁止法に違反するとして排除措置命令、課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局 (港湾空港関係) 所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 (以下「指名停止措置要領」という。) 別表第 2 第 5 号 (下記参照) に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
1~4 省略 (独占禁止法違反行為)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	
6~16 省略	

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約課長

代表 : TEL 092-471-6331

今村 一朗 (内線 2511)  
契約課直通 : TEL 092-476-3509

港湾空港関係  
契約管理官

小宮 國治 (内線 290)  
経理調達課直通 : TEL 092-418-3345

別紙

塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する指名停止一覧

(参考)

地方整備局名/業者名	積水化学工業(株)	(株)クボタ
東北地方整備局	4ヶ月	1ヶ月
関東地方整備局		
北陸地方整備局		
中部地方整備局		
近畿地方整備局		
中国地方整備局		
四国地方整備局		
九州地方整備局		

※積水化学工業は、独禁法7条の2第6項の規定の適用を受けている。

※(株)クボタは、違反行為者であるものの、排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならないことが、公表されている。

平成 21 年 3 月 11 日  
九州地方整備局

競売入札妨害又は談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株)旭工務店  
業者の住所：福岡市博多区博多駅南5-10-13
2. 指名停止措置期間：平成21年3月11日～平成21年7月10日  
(4ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、福岡県筑紫野市等で作る山神水道企業団発注の事務棟建設工事の入札を巡り予定価格を漏らしたとして、福岡県警から競売入札妨害(偽計)の疑いで、平成21年2月10日、同企業団の職員と共犯の(株)旭工務店代表取締役外2名が逮捕されたものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる(株)旭工務店代表取締役等が競売入札妨害(偽計)の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第10号(下記参照)に該当する。  
従って、本件については、指名停止4ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～9 省略	
(競売入札妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
11～16 省略	

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約課長

代表：Tel 092-471-6331

今村 一郎 (内線 2511)

契約課直通：Tel 092-476-3509

港湾空港関係  
契約管理官

小宮 國治 (内線 290)

経理調達課直通：Tel 092-418-3345

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株)東建ジオテック  
業者の住所：埼玉県さいたま市浦和区仲町3-13-10
2. 指名停止措置期間：平成21年3月11日～平成21年6月10日  
(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、(株)東建ジオテックが佐賀国道事務所発注の「大川佐賀道路(諸富地区)地質調査業務」(平成20年10月16日入札)において、調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施したところ、業務に必要とされる機械の手配ができないことが入札後に判明し、業務の一部を実施できる見通しが立っていないことから、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、落札者として認められなかった。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる(株)東建ジオテックが低入札価格調査の結果、業務に必要とされる機械の手配ができないことにより契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断され、落札者として認められなかったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。  
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約課長

港湾空港関係  
契約管理官

代表：TEL 092-471-6331  
今村 一郎 (内線 2511)  
契約課直通：TEL 092-476-3509

小宮 國治 (内線 290)  
経理調達課直通：TEL 092-418-3345

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：山王（株）  
業者の住所：熊本県熊本市戸島西 5-5-57
2. 指名停止措置期間：平成 21 年 3 月 11 日 ～ 平成 21 年 7 月 10 日  
(4ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、（株）山王が熊本河川国道事務所発注の「野田堰管理所防水板設置外 3 件工事」（平成 20 年 12 月 1 日入札）において、調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施したところ、設計図書の見落としにより積算した金額で入札を行っていたことが判明したものであり、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、落札者として認められなかった。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる（株）山王が低入札価格調査の結果、設計図書の見落としにより積算した金額で入札を行ったことにより契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断され、落札者として認められなかったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止 4 ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約課長

港湾空港関係  
契約管理官

代表：TEL 092-471-6331  
今村 一郎 (内線 2511)  
契約課直通：TEL 092-476-3509

小宮 國治 (内線 290)  
経理調達課直通：TEL 092-418-3345

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：山王（株）  
業者の住所：熊本県熊本市戸島西 5-5-57
2. 指名停止措置期間：平成 21 年 3 月 11 日 ～ 平成 21 年 6 月 10 日  
(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、（株）山王が熊本営繕事務所発注の「菊池統計センター構内整備工事」（平成 20 年 11 月 26 日入札）において、調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施したところ、設計図書の見落としにより積算した金額で入札を行っていたことが判明したものであり、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、落札者として認められなかった。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる（株）山王が低入札価格調査の結果、設計図書の見落としにより積算した金額で入札を行ったことにより契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断され、落札者として認められなかったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止 3 ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約課長

港湾空港関係  
契約管理官

代表：TEL 092-471-6331  
今村 一郎 (内線 2511)  
契約課直通：TEL 092-476-3509

小宮 國治 (内線 290)  
経理調達課直通：TEL 092-418-3345